

## 議案第 57 号

### 八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、八幡浜地区施設事務組合の構成団体である西予市の脱退に伴う同組合の財産処分を別紙のとおり関係市町と協議の上定めることについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

### 提案理由

令和 7 年 3 月 31 日をもって八幡浜地区施設事務組合の構成団体である西予市が脱退することに伴う八幡浜地区施設事務組合の財産処分について、関係市町と協議を行うため。



## 八幡浜地区施設事務組合の財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、八幡浜地区施設事務組合の財産処分を次のとおり定める。

令和6年      月      日

八幡浜市長    大   城   一   郎  
伊方町長    高   門   清   彦  
西予市長    管   家   一   夫

### 記

八幡浜地区施設事務組合の財産のうち、西予市に帰属させるものは、次のとおりとする。

#### 1 建物

- (1) 名 称    第三分署庁舎
- (2) 所在地    西予市三瓶町朝立7番耕地113番地
- (3) 構 造    鉄筋コンクリート造2階建
- (4) 面 積    建築面積293.77㎡    延床面積372.07㎡

#### 2 現金

- (1) 令和5年度八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム事業特別会計に係る負担金のうち、西予市が負担した金額
- (2) 令和6年度八幡浜地区施設事務組合消防事業特別会計に係る負担金のうち、高規格救急自動車及び高度救命用資機材購入費、並びに伊方署（仮）建設工事及び第一分署移転先改修工事に要した費用として西予市が負担した金額

